

# 佐渡市プレミアム付商品券事業のお知らせ

このたび、佐渡市では消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行いたします。

## 【購入対象者】

### 住民税が課税されていない方【申請が必要です】

平成31年1月1日に佐渡市に住民登録がされている方で平成31年度の住民税が課税されていない方(ただし、住民税が課税されている方と生計を同じくする配偶者・扶養親族の方、生活保護を受給している方などは対象外です)。

プレミアム付商品券購入対象者と想定される方へ、市から申請書を7月下旬に郵送します。

### 子育て世帯の方【申請は不要です】

3歳未満(平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた)のお子さまがいる世帯の世帯主の方に市からプレミアム付商品券を購入するための引換券を9月下旬に郵送します。なお、今年8月から9月に生まれたお子さまの分については10月下旬に郵送します。あらかじめご了承ください。

## 【商品券の内容】

発行内容	1セット 5,000円分(500円券×10枚)を4,000円で販売します。 ※商品券は市に登録いただいた取扱店で使用できる共通券で1人5セットまで購入可能です。
販売期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月21日(金)
商品券使用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

## 【申請手続】

申請書に必要事項を記入して、同封の返信用封筒に入れて郵送または社会福祉課、各支所、行政サービスセンターの窓口へ提出してください。

申請書に「未申告のおたずね」が同封されている方は、商品券の申請前に住民税の申告が必要となります。税務課市民税係または各支所市民生活係、各行政サービスセンターにて申告をお願いいたします。

申請書を受付・審査後、要件に該当している方には、購入引換券を郵送いたします。

## 【申請受付期間】

令和元年7月25日(木)～令和元年11月29日(金)



(裏面へ)

# ～佐渡市プレミアム付商品券 取扱店募集～

佐渡市プレミアム付商品券事業実施にあたり、そのプレミアム付商品券を使用して商品やサービス等を購入できる取扱店を募集します。

## 【取扱店参加資格】

市内に店舗等を有する事業者とし、登録料は無料です。

ただし、次のものは商品券の利用ができず、この取引を専ら営む事業者は対象外とします。

- ①国又は地方公共団体等への公共料金の支払い（税金等）
- ②消費に当たらない取引（出資、有価証券の購入、債務の支払い、現金との交換、金融機関への預け入れ等）
- ③換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものを購入する取引（商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等）
- ④たばこの購入
- ⑤風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑥その他、市が不相当と認めるもの

## 【登録申込方法】

**「佐渡市プレミアム付商品券取扱登録店申込書」**に必要事項を記入のうえ、**佐渡市社会福祉課、各支所、行政サービスセンターに令和元年8月16日（金）**までに提出してください。

なお、複数店舗を取扱店にする場合は、店舗ごとに申込書の提出をお願いいたします。取扱登録店申込書は佐渡市社会福祉課の窓口で直接受け取るか、または佐渡市ホームページから印刷してください。

また、近日、佐渡市ホームページに「佐渡市プレミアム付商品券事業」に関する要綱等について掲載しますので、こちらもご確認ください。

## 【換金方法】

令和元年10月1日（火）～令和2年3月6日（金）までの期間で随時、佐渡市の定めた金融機関で使用済商品券の換金請求依頼をしていただき、後日、佐渡市から取扱店の指定した口座にお支払いします。なお、お支払いは月に3回行い、取扱店が負担する換金手数料はありません。

使用可能店舗は令和元年9月初旬に佐渡市ホームページ等にてご案内します。

プレミアム付商品券を悪用した

## “特殊詐欺” や “個人情報” の搾取にご注意ください

- ❗ 「プレミアム付商品券」を販売するために、市や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ❗ 市や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ❗ 現時点で、市や内閣府などが皆さまの世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。

お問い合わせ 佐渡市社会福祉課地域福祉係プレミアム付商品券担当 TEL63-3816